

人材紹介契約書

函館日産自動車株式会社 (以下甲という) と有限会社ガーディアン美警(以下乙という)は、甲からの依頼に基づき、乙が甲に行う人材の紹介に関して、次の通り契約を締結する。

第1条 (委託事項)

甲は、乙に対し、甲の必要とする人材の採用のため、募集・選考から人材紹介に至るまでの業務 (以下「本件業務」という) を委託し、乙はこれを受託する。甲及び乙は、職業安定法その他の関係法令を遵守し、本件業務の委託契約と遂行にあたる。

第2条 (紹介方法及び選考方法)

1. 乙は、甲が依頼した職位・職務要件等の求人情報に基づき、該当する候補人材を募集あるいは登録した求職者の中から選定し、適切と判断した者 (以下「候補者」という) を甲に紹介する。
2. 甲は、前項の求人情報について、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を文書で乙に明示し、乙はこれを候補者に明示して紹介を行うものとする。
3. 甲は、乙が紹介した候補者を自ら選考の上、適当と認めた場合に採用する。

第3条 (報酬の発生)

本件業務に対する乙の報酬 (以下「本件報酬」という) は、甲が乙から紹介された候補者を採用することを決定し、その旨を乙に通知した時点で発生するものとする。

第4条 (請求支払に関する事項)

1. 乙は、本件報酬の発生した日の属する月の末営業日付で、甲に対し、報酬の支払を請求する。
2. 甲は、乙に対し、前項の請求を行った日の属する月の翌月の末日までに、乙が指定した銀行口座へ振り込む方法により、本件報酬を支払うものとする。
3. 本件報酬の額は、別途「覚書」にて定める。
4. 乙が紹介し、甲が採用を決定した者が、専ら甲の事由によって退職に至った場合、乙が受領した報酬は甲に返却しない。尚、当該退職が甲による本件報酬の支払い日以前であっても、甲の支払債務は消滅しないものとする。
5. 乙が紹介し、甲が採用を決定した者が、本人の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、採用日から2ヶ月以内に限り、第1項に定める報酬の一部を返却する。具体的な返金額については、甲が採用を決定した者の勤務状況及び退職に至った事由を甲乙双方で確認したうえで、その都度、甲乙間で協議を行い決定する。